

令和7年度

第415回沖繩市農業委員会総会議事録

沖繩市農業委員会事務局

議長	<p>それでは令和7年度第415回の総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中11名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。本総会に欠席の連絡がありますので報告します。3番仲宗根哲也委員、4番岸部忍委員、12番長谷川委員が少し遅れる可能性もございますが、11名で成立しております。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、7番新垣実委員、11番島袋貴委員にお願いしたいと思います。</p> <p>事前現地調査委員は、4番岸部忍委員、8番松堂直子委員、10番仲泊元輝委員、報告者は8番松堂直子委員にお願いします。</p> <p>議案第1号、受付番号3番から4番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>ページは1ページになります。</p> <p>(議案第1号を読み上げて説明。)</p> <p>議案第1号については以上となっております。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>現地調査を、4番岸部忍委員、8番松堂直子委員、10番仲泊元輝委員の3名で行っておりますので、調査報告を8番松堂直子委員、お願いします。</p>
8番	<p>5月23日金曜日、午後1時から午後3時30分まで、4番岸部忍委員、10番仲泊元輝委員、私8番松堂直子、また事務局からは山城事務局長と中村主幹、與那嶺係長の6名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、仲泊元輝委員、よろしくお願ひいたします。座って報告をさせていただきます。ご報告いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号3番、見取図の1ページになります。申請地の字登川平田原●●番は、沖縄職業能力開発大学の南に位置し、現況は雑草地でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況についても、農業従事者1名で、年農業従事日数320日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には、小菊の栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。</p> <p>受付番号4番、見取図の2ページになります。申請地の与儀2丁目●●番●●は、北中城高校の西に位置し、現況は畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況についても、農業従事者2名で、年農業従事日数300日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には、レインボーの栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると</p>

	判断しました。以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第1号、受付番号3番から4番について、委員の意見を求めます。6番仲宗根光夫委員、どうぞ。
6番	受付番号3番について確認ですが、当該農地は、農振農用地内でしょうか
事務局	そのことについては、農振農用地と白地の境目なので、一旦確認いたします。
議長	農業委員会事務局で確認し、後日返答いたします。 ほかに何かございますか。
	(進行の声)
議長	進行の声もございますので、進めてまいります。 議案第1号、受付番号3番から4番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第1号、受付番号3番から4番について、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全委員挙手)
議長	全委員が賛成でありますので、許可といたします。進行いたします。 議案第2号、受付番号1番から2番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事務局	では議案書3ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。
	(議案第2号を読み上げて説明) 説明は以上となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	それでは議案第2号についても現地調査されておりますので、8番松堂直子委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
8番	ご報告いたします。議案第2号、受付番号1番、見取図の3ページになります。

	<p>す。申請地は、中の町公民館の東に位置し、現況は休耕地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準住居地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号2番、見取図の4ページになります。申請地は、登川公民館の北に位置し、現況は休耕地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第2号、受付番号1番から2番について、委員の意見を求めます。</p> <p>どうぞ、9番高江洲委員。</p>
9番	<p>受付番号1番ですけれども、備考に公共機関管理地の使用承諾とありますが、公共機関はどこが管理していますか。</p>
事務局	<p>本市道路課の管理です。建築基準法上、建物建築する際、市道等に接道していることが条件となりますが、いわゆる2項道路として認めている道路となります。</p>
2番	<p>●●氏の土地ですが、個人の土地を道として使用しているということですか。</p>
事務局	<p>その通りです。</p>
議長	<p>個人有地であるが、公衆道路として位置づけられているということですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
議長	<p>ほかに何かございますか。</p>
9番	<p>これは使用料とかは発生しますか。</p>
事務局	<p>使用料は発生いたしません。</p>
議長	<p>ほかに何かございますか。</p> <p>(進行の声)</p>
議長	<p>進行の声ですので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号1番から2番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(全委員挙手)</p> <p>全委員が賛成でありますので、議案第2号、受付番号1から2番については、許可相当といたします。進行します。</p> <p>議案第3号、受付番号1番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>(議案第3号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第3号についても現地調査されておりますので、8番松堂直子委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
8番	<p>ご報告いたします。議案第3号、受付番号1番、見取図の5ページになります。申請地は、ちばなクリニックの西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号、受付番号1番について、委員の意見を求めます。何かございますか。</p>
議長	<p>(進行の声)</p> <p>進行の声もございますので、進めてまいります。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号1番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございまして。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号1番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全委員挙手)</p> <p>全委員が賛成でありますので、議案第3号、受付番号1番については、承認相当といたします。進行します。</p> <p>議案第4号、受付番号12番から16番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>では議案書の5ページです。 (議案第4号を読み上げて説明。) 説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第4号についても現地調査されておりますので、8番松堂直子委員、現況報告、農地の区分をお願いします。</p>
8番	<p>ご報告いたします。議案第4号、受付番号12番、見取図の6ページになります。申請地は、ちばなクリニックの西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号13番、見取図の7ページになります。申請地は比屋根十字路の北西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、住居の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設若しくは公益的施設が連坦しており、第3種農地としました。</p> <p>受付番号14番、見取図の8ページになります。申請地は登川公民館の南東に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号15番、見取図の9ページになります。申請地は知花公民館の南に位置し、現況はアスファルトが敷かれた進入路でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号16番、見取図の10ページになります。申請地は山内中学校の東に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第4号、受付番号12番から16番について、委員の意見を求めます。9番高江洲委員。</p>
9番	<p>受付番号12番ですけれども、現地写真から見ると、奥のほうに向かっているのは、これは進入道路ですかね。</p>
事務局	<p>細い部分ですか。</p>
9番	<p>はい。</p>
事務局	<p>はい、こちらは進入路になります。</p>
9番	<p>幅は何m程度ありますか。</p>

事務局	2 m以上あれば進入路として認められるので、2 m以上あると思います。
9 番	実際にこれは何mありますか。
事務局	計画図では4 mとなっています。
議長	高江洲委員、入口部分に同時使用の宅地があり4メートルあるということです。
9 番	この申請書を含めて3戸が同時使用ということですか。
事務局	そうです。
議長	よろしいですか。ほかに何かございますか。1番、どうぞ。
1 番	受付番号16番について、現地調査で更地ということですが、これは古い住宅を解体した跡なのか、それとも畑を更地にしたのか、説明をお願いします。
事務局	畑を更地にした状態となっています。
議長	ほかに何かございますか。
	(進行の声)
議長	進行の声がございます。それでは進めてまいります。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号12から16番について、許可相当とすることに異議はありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号12番から16番について、許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全委員挙手)
議長	全委員が賛成でありますので、議案第4号、受付番号12番から16番について許可相当といたします。進行します。 議案第5号、受付番号1番、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に関する意見（一括契約）について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>議案書 7 ページをお願いいたします。 (議案第 5 号を読み上げて説明。) 説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは議案第 5 号についても現地調査されておりますので、8 番松堂直子委員、現況報告をお願いします。</p>
8 番	<p>ご報告いたします。議案第 5 号、受付番号 1 番、見取図の 1 1 ページになります。申請地は池原土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学校の東に位置し、現況は耕作準備中の畑でした。現地調査の結果、農地中間管理事業の推進に関する法律等に基づき、農地は適正に利用されていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 議案第 5 号、受付番号 1 番について、委員の意見を求めます。 6 番仲宗根委員。</p>
6 番	<p>申請人の●●氏は何歳ですか。</p>
事務局	<p>●●歳です。</p>
6 番	<p>農地中間管理事業の場合、契約期間は基本 10 年だが、3 年契約の理由と新規就農で再設定とは。</p>
事務局	<p>この再設定という、法律改正前の利用権によって別の耕作者が当該土地を利用しておりましたが満期となり、今回の申請人より促進計画として、農地の再設定を行うこととなりました。</p>
事務局	<p>契約期間については、基本 10 年でございます。担当課に確認はしていませんが、実情に応じて設定したと思います。</p>
6 番	<p>これは例外で？</p>
事務局	<p>そうだと思います。</p>
議長	<p>ほかに何かございますか。 (進行の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に関する意見 (一括契約) について、受付番号</p>

議長	<p>1 番を決定とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声でございます。議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に関する意見（一括契約）について、受付番号 1 番を決定とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>承認することに全員が賛成でありますので、議案第 5 号、受付番号 1 番を農地中間管理事業の推進に関する法律等に該当することと決定いたします。進行します。</p> <p>続きまして、議案第 6 号、受付番号 1 番から 2 番、非農地証明交付申請の承認について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 8 ページをお願いします。</p> <p>(議案第 6 号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第 6 号についても現地調査されておりますので、8 番松堂直子委員、現況報告をお願いします。</p>
8 番	<p>ご報告いたします。議案第 6 号、受付番号 1 番、見取図の 1 2 ページになります。申請地は登川公民館の南に位置し、現況は、現場は 2 0 年以上農地として使用がなく、傾斜地で樹木が繁茂している状況である。農耕に不向きで作目の育成が困難で農地の利用度が低いと考えられ、令和 6 年度利用状況調査にて赤としています。以上のことから、非農地と判断しました。</p> <p>受付番号 2 番、見取図の 1 3 ページになります。申請地は比屋根小学校の北に位置し、現況は、現場は 2 0 年以上農地として使用がなく、傾斜地で樹木が繁茂している状況である。農耕に不向きで作目の育成が困難で農地の利用度が低いと考えられ、令和 6 年度利用状況調査にて赤としています。以上のことから、非農地と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第 6 号、受付番号 1 番から 2 番について委員の意見を求めます。</p> <p>1 番 島袋委員。</p>
1 番	<p>1 番 2 番とも進入路はありますか。</p>
事務局	<p>ございません。</p>

1 番	両方ともない？
事務局	はい。
議長	よろしいですか。 ほかに何かご意見ございますか。
	(進行の声)
議長	ほかに特に確認したいことはございますか。 9 番 高江洲委員。
9 番	2 番ですけれども、マンションの裏側から撮った写真ですか。
事務局	駐車場側から撮りました。
9 番	反対側に幼児学園がありますが、以前にそこから見たとき、バナナ等の果樹が植えられていたと記憶しておりこの写真で判断するようなジャングル化していない場所ではないか。
議長	事務局、説明してもらえますか。環境が少し変わっているということですか。
事務局	去年の利用状況でも再生困難な農地として判断しております。
議長	ほかの現地調査委員もございますので、仲泊委員、何か補足ございますか。
10 番	駐車場側からしか確認していませんが、少し見づらかったですが、傾斜している様に見受けられました。
議長	袋地であることは間違いないですよ。
事務局	そうです。
議長	そういう理由があつて、この説明もありますが、総合的なそういう利用的な面でかなり困難であるという判断をされたと思います。 ほかに何かご意見ございますか。進めてよろしいですか。
	(はいの声)
議長	議案第 6 号、非農地証明交付申請の受付番号 1 番から 2 番について、承認と

議長	<p>することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。それでは議案第6号、非農地証明交付申請、受付番号1から2番について賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、非農地として承認いたします。進行いたします。</p> <p>議案は以上で終了いたしました。ご苦労さまでございます。あとはまた事務局のほうから多少説明がございますので、よろしくをお願いします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和7年 5月26日

会 長 宮城徳重 

議 長 宮城徳重 

7 番 新垣 実 

11 番 島袋 貴 